

6 特定施設の使用全廃の届出（騒音規制法第10条）

（1）届出事由

特定工場に設置する特定施設の全ての使用を廃止したとき

（2）様式、提出部数

ア 届出様式

特定施設使用全廃届出書（様式第7）

イ 提出部数

正本にその写しを1通添付（内容審査後、届出書の写しをお渡しします）

（3）提出期限

事実が発生した日から30日以内に市長に届出する

（4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係

（〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21）

TEL（0270）27-2733

FAX（0270）27-5388

（5）その他注意事項

ア 「届出者欄」は、当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の職名・氏名を記入する。なお、法人における代表者とは、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされるものを言う。

具体的には、代表取締役、代表社員、理事等である。

イ 「工場又は事業場の名称」欄は、通称ではなく正式名称を記入する。

ウ 「使用廃止年月日」欄は、廃止の事実が発生した日を記入する。

エ 「使用全廃の理由」欄は、「廃業による」など具体的に記入する。

特定施設使用全廃届出書

令和2年 4月 1日

伊勢崎市長 様

届出者 住所 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
氏名・名称 〇〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇〇〇〇

(代理者が届出を行う場合は代表者の委任状を添付して下さい)

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名 称	〇〇〇〇株式会社 伊勢崎工場	※ 整理 番号	
工場又は事業場の所在地	伊勢崎市〇〇町〇〇番地	※ 受理年月日	
使用全廃の年月日	令和2年3月15日	※ 施設 番号	
使用全廃の理由	伊勢崎工場閉鎖のため	※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。